

新たな看護師等養成カリキュラムに 対応した指導の手引き

令和3年11月11日

新たな看護師等養成カリキュラムに対応した
指導の手引き作成のための検討会

はじめに

高度医療の進展，地域医療構想の実現や国民の健康へのニーズの多様化等，医療を取り巻く情勢が変化する中，看護職に期待される能力はますます広範で深くなってきている。

高等学校における看護教育は，平成 14 年度から 5 年一貫教育による看護師養成が開始される等，社会状況に応じ教育の整備・充実が図られてきた。平成 20 年には「高等学校の看護教育に関する検討会」が開催され，高等学校における今後の看護教育の充実・振興を図るため，現状と成果について調査・検証を行うとともに，その充実に関する課題について検討が行われた。

教育内容・方法における課題として，看護技術や知識に係る応用能力の育成，コミュニケーション能力の育成，看護職への就業意欲や学習意欲の維持等が挙げられた。また，教育の質を確保するためにも，教員の確保と指導力の向上，実習施設確保への取組の必要性，卒業生のサポートの在り方が提言された。全国の高等学校看護科においては，以降も引き続き課題意識を持ち改善に向けた取組を行っている。

令和 4 年度（高等学校専攻科看護師課程は令和 5 年度）からは，高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）の実施，及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省，厚生省令第 1 号）改正の適用となる。各学校においては双方の改正の趣旨を踏まえ，教育内容を充実させながら，教育課程の見直しを行ったところである。

今回，新教育課程実施の参考に資するために，「新たな看護師等養成カリキュラムに対応した指導の手引き作成のための検討会」を 6 回にわたって開催し協議を行い，その協議内容及び意見を踏まえて本書を作成した。

第 1 章では，高等学校看護科の現状や課題，本検討会の協議の方向性をまとめている。

第 2 章では，特に高等学校の段階で専門性をどこまで求めてよいのか悩むという声も多いことから，看護実践能力を身に付けていく過程に着目し，育成を目指す資質・能力やその継続性を踏まえた働きかけ方を例示しまとめた。

第 3 章では，学校においては教育課程を軸とし，学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの実現を目指すことが求められていることを踏まえ，看護科の視点からのカリキュラム・マネジメントの在り方を検討しまとめた。

第 4 章では，看護臨地実習について，生徒の生活体験不足等の実態，保健医療を取り巻く課題（感染症対策，医療安全等），への様々な対応が迫られる中で，特に高等学校の特性も踏まえながら指導の在り方を検討しまとめた。

第 5 章では，今後の授業づくりの参考として，指導例を示している。

本書が，先生方の明日からの実践の参考としていただけることを願っている。

目 次

第1章 高等学校看護科を取り巻く現状について	1
1 高等学校における看護教育の変遷	
2 看護の学科の特徴	
3 看護科の生徒について	
4 教育課程編成上の特徴	
5 課題と検討の方向性	
第2章 育成を目指す資質・能力について	6
1 教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力	
2 看護師に求められる実践能力に基づく「学びの過程」	
3 「学びの過程」の活用	
4 活用にあたって留意したいこと	
第3章 教育課程実施・改善のための取組について	15
1 組織の体制整備	
2 相互理解促進のために	
3 各教科・科目において取り組むための工夫	
第4章 臨地実習の効果的な実施について	17
1 指導計画立案にあたって	
2 指導体制の整備	
3 引率教員の心得	
4 指導上の工夫	
第5章 参考指導例	26
指導例 1 学習評価の充実を通して成人期の対象理解を目指した指導	
指導例 2 「医療安全」「情報管理」について、座学・演習と関連を持たせた指導	
指導例 3 レジリエンスを高めるための指導～ネガティブイベントへの対処のために～	
指導例 4 読解力・表現力の育成を目指した指導 ～「看護覚え書」をテーマとしたワークシートによる学習を通して～	
指導例 5 看護技術の効果的な習得を目指したICTの活用	
指導例 6 校内と臨地の学びに継続性を持たせ、課題解決力を高めていくための工夫	
指導例 7 プロジェクト学習を取り入れた探究的な学び	
(参考資料) 新たな看護師等養成カリキュラムに対応した指導の手引き作成のための 検討会	

第1章 高等学校看護科を取り巻く現状について

1 高等学校における看護教育の変遷

昭和39年, 高等学校への進学率の向上に伴い, 教育ニーズに応じた多様な教育の必要性, 看護職員の不足等の社会背景の中, 高等学校に衛生看護科が設置され准看護師の養成が開始された。続いて昭和43年には, 衛生看護科生徒の卒業後の継続教育機関として看護師資格取得を目的とする専攻科が設置され, 高等学校における看護師養成が開始された。

平成8年になり, 厚生省「准看護婦問題調査検討会」において, 「現行の准看護婦養成課程の内容を看護婦養成課程の内容に達するまでに改善し, 21世紀初頭の早い段階を目途に, 看護婦養成制度の統合に努める」と提言がなされるとともに「高等学校衛生看護科については, この報告に沿って, 詳細について別途検討がなされるべきである」とされた。

一方, 文部省においては, 将来を見通して高等学校における看護教育の意義や今後の在り方及び卒業後の継続教育の在り方等について調査研究するために, 平成7年5月より, 「高等学校における看護教育の充実・振興に関する調査研究会議」が設置された。平成9年3月に, 今後の衛生看護科の在り方として, 「高等学校における職業教育の意義にかんがみ, 衛生看護科に2年間の専攻科を加えた5年間の一貫した教育を行う看護婦養成機関として位置付けること等が求められる」と報告がなされた。

平成11年12月, 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部が改正され, 衛生看護科に2年間の専攻科を加えた5年間の一貫した教育による看護師養成課程(以下, 5年一貫看護師課程とする)を設けることができるようになった。5年一貫看護師課程は平成14年4月から開始され, さらに平成15年度より, 高等学校に設置された看護に関する学科(以下, 看護科とする)において, 看護師等の資格取得を目的としない教育課程も可能となった。

また, 平成28年4月からは, 専攻科修了生の大学編入も可能となった。

2 看護の学科の特徴

(1) 看護師養成制度上の位置付け

高等学校の専門学科である看護科は, 普通教育と看護に関する専門教育を行うことによって人格の陶冶を図り, 国民の健康の保持・増進に寄与し得る人材を育成していくことを目指している。

図1-1は看護師養成制度を示している。高等学校に設置された看護科は, 目的に応じて四種類の課程が位置付けられている。詳細は以下の通りである。

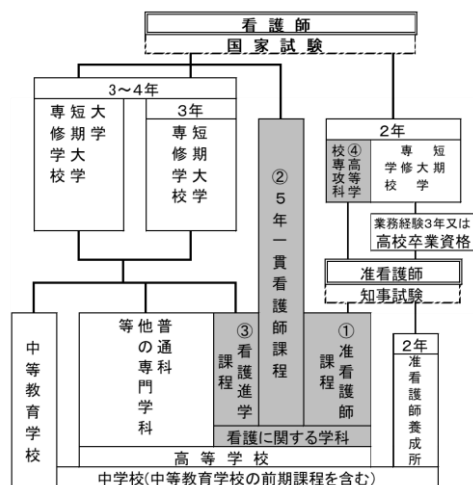


図1-1 看護師養成制度

- ①准看護師課程（衛生看護科）
高校3年間で准看護師試験受験資格を取得する
- ②5年一貫看護師課程
高校3年間に専攻科2年間を合わせた5年間で看護師国家試験受験資格を取得する
- ③看護進学課程
専門教科として看護を学び、高校卒業後に看護系学校に進学する
- ④高等学校専攻科看護師課程（2年課程）
准看護師資格を持った生徒が2年間の教育を受け看護師国家試験受験資格を取得する

(2) 生徒数及び学校数の推移

図1-2は、高等学校（本科）に看護科を設置している学校数及び生徒数の年次別推移を示したグラフである。昭和58年度までは厚生に関する学科、昭和59年度以降は看護の学科の学校数・生徒数を示した。

昭和59年度の学校数は165校、生徒数は2万7千人であった。その後緩やかな減少が続いたが、平成14年度からは5年一貫看護師課程が多く設置されるようになり、概ね現在の学校数・生徒数の規模で推移している。

令和2年度は、看護科（本科）生徒数が約1万4千人であった。全高校生に占める比率は0.4%と、高校生全体から見ると少数ではあるが、全期間において比率が0.5～0.4%であることから、生徒数は、概ね一定の比率を保ち続けている。

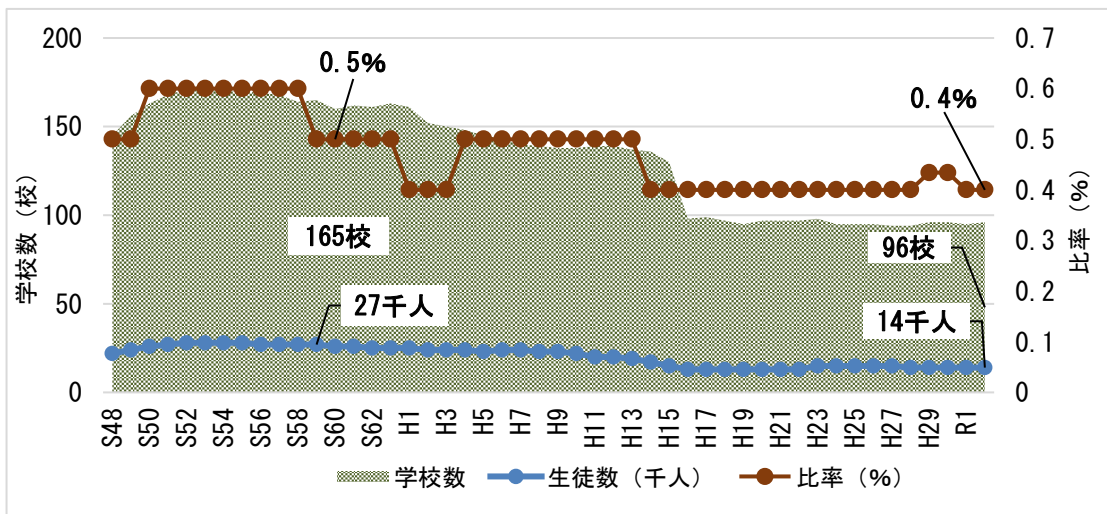


図1-2 看護科の生徒数及び学校数の推移（文部科学省「学校基本調査」を基に作成）

- ・注1 高等学校（全日制・定時制）の小学科（本科）において「看護の学科」として挙げられていた学校数・人数
- ・注2 昭和48～58年度までは、「厚生に関する学科」の数値のため参考値
- ・注3 「比率」は全高校生数に占める割合

令和2年度の専攻科生徒数は約7千人、学校数を課程別にみると、准看護師課程16校、5年一貫看護師課程79校、高等学校専攻科看護師課程6校、看護進学課程3校であった¹⁾。

1) 高等学校教育課程研究協議会調査（令和2年5月実施）より

5年一貫看護師課程（専攻科）、高等学校専攻科看護師課程に在籍する生徒の合計人数 7,099人

3 看護科の生徒について

看護科の生徒は、地域の保健医療を支える人材として期待を受けながら、丁寧に指導を受け成長し学んでいる。看護師・准看護師のいずれの資格試験においても、大学・養成所等を含めた全体合格率と同等の水準を維持し続けている²⁾。これらのことから、看護科の生徒の多くは、看護師になるという進路目標を持ち学んでおり、学校生活への満足度は高い。

卒業生・修了生の進学・就職状況をみると、准看護師課程卒業者の約9割は看護師資格取得を目指し、進学している。また、5年一貫看護師課程・高等学校専攻科看護師課程は、いずれも約9割が看護師としての就職、次いで看護系の専門学校・大学への進学であった³⁾。医療を取り巻く環境及び医療提供者に対するニーズが変遷してきている中、高度専門化する知識・技術を身に付けていくため、卒業後も現任者教育や進学等により日々学び続けている。

生徒の特徴として「真面目、素直」といわれることが多いが、一方で、課題や授業等準備に追われることにより、ストレスコントロールが難しくなる場合もある。教員は生徒に伴走しながら、適宜援助を行い関わる必要がある。

4 教育課程編成上の特徴

看護師・准看護師の資格取得を目的とする学科は、看護師等養成所として、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則とする）に定められた教育内容や教育に係る基準を満たす必要がある。したがって教育課程は、高等学校に必要な教科・科目等に加え、別表（別表3-2、3-3、4）に示された教育内容に基づき編成する必要がある。

教育課程において、別表に定められた教育内容は、高等学校は学習指導要領に基づく専門教科「看護」として、専攻科は大学設置基準に基づき、各校において教育内容を示した科目名称のもと、位置付けていく。表1-1～1-3には、各課程とそれぞれ適用となる別表を示している。

なお、看護師等養成所としての指定を受けるためには、文部科学省に指定申請を行う必要がある。申請内容に変更を生じた場合には、その都度、変更承認申請・届出が必要である⁴⁾。

2) 厚生労働省発表 令和3年3月新卒者

看護師国家試験（新卒者全体合格率95.4%）：5年一貫看護師課程（合格率95.4%）、高等学校専攻科看護師課程（合格率95.3%）

准看護師試験（全体合格率99.0%）：准看護師課程（合格率98.8%）

3) 1)と同じ調査 修了生進学率 5年一貫看護師課程（3.2%）、専攻科2年課程（1.8%）

4) 保健師助産師看護師法施行令第十一条（学校又は看護師等養成所の指定）、第十二条（学校又は看護師等養成所に係る指定の申請）、第十三条（指定学校養成所の変更の承認又は届出）

表 1-1 高等学校専攻科課程（別表 3-2）

		単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤	} 8	
	人間と生活・社会の理解		
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 10	
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	4	
専門分野	基礎看護学	6	
	地域・在宅看護論	5	
	成人看護学	3	
	老年看護学	3	
	小児看護学	3	
	母性看護学	3	
	精神看護学	3	
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	16	
		基礎看護学	2
		地域・在宅看護論	2
		成人看護学	} 4
		老年看護学	
		小児看護学	2
		母性看護学	2
	精神看護学	2	
	看護の統合と実践	2	
合 計		68	

表 1-2 5年一貫看護師課程（別表 3-3）

		単位数			
		高等学校	専攻科	合計	
基礎分野	科学的思考の基盤	} 6	} 10	} 16	
	人間と生活・社会の理解				
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 7	} 9	} 16	
	疾病の成り立ちと回復の促進				
	健康支援と社会保障制度	1	5	6	
専門分野	基礎看護学	8	4	12	
	地域・在宅看護論	1	5	6	
	成人看護学	2	4	6	
	老年看護学	1	3	4	
	小児看護学	1	3	4	
	母性看護学	1	3	4	
	精神看護学		4	4	
	看護の統合と実践		4	4	
	臨地実習	10	16	26	
		基礎看護学	(3)		(3)
		地域・在宅看護論		(2)	(2)
		成人看護学	} (2)	} (2)	} (4)
		老年看護学			
		小児看護学		(2)	(2)
		母性看護学		(2)	(2)
	精神看護学		(2)	(2)	
	看護の統合と実践		(2)	(2)	
合 計		38	70	108	

表 1-3 准看護師課程（衛生看護科）（別表 4）

		時間数	(単位数)	
基礎分野	論理的思考の基礎	70	2	
	人間と生活・社会			
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	3	
	栄養	35	1	
	薬理	70	2	
	疾病の成り立ち	105	3	
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	} 35	1	
専門分野	基礎看護	385	11	
	看護概論	70	2	
	基礎看護技術	245	7	
	臨床看護概論	70	2	
	成人看護	} 210	6	
	老年看護			
	母子看護	70	2	
	精神看護	70	2	
	臨地実習	735	21	
		基礎看護	210	6
		成人看護	} 385	11
	老年看護			
	母子看護	70	2	
	精神看護	70	2	
合 計		1,890	54	

5 課題と検討の方向性

第1回本検討会において、5年一貫看護師課程における課題と検討の方向性について、様々な協議を行った。図1-3はそれらをまとめたものである。

図上部は、「看護師になるという具体的な進路目標を持ち学んでおり、満足度も高い」といった、5年一貫看護師課程における生徒の実態を示した。図下部には、教育の方向性として、看護師養成所として求められる、「多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供するための、対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力を育成していく」⁵⁾こと、及び、高等学校として求められる、「小中学校での学びを更に発展・拡充させて、豊かな人間性を備え、社会の形成者として必要な資質・能力を育成していく」⁶⁾ことを示した。

そして図内側には、今後の課題を示した。一つ目の「看護科で育成したい資質・能力の明確化」は、高等学校から看護基礎教育を開始し学び続ける生徒が、どのような過程で資質・能力を身に付け、「何ができるようになるか」を明らかにし指導に生かすことを目指したものである。これらの資質・能力を着実に身に付けていくためには、教育効果を最大限に挙げることや、長期的な視点で取り組み、改善していく必要があることから、二つ目に「持続可能な教育課程としていくためのカリキュラム・マネジメント」を挙げている。

さらに三つ目として、新教育課程に対応した指導の参考とするために、「必要とされる資質・能力を育成するための効果的な指導法の検討」を挙げている。

これらの検討課題は、互いに関連性を持たせながら協議を行う必要があるため、重なりのある中央部に協議の柱としてまとめ示した。

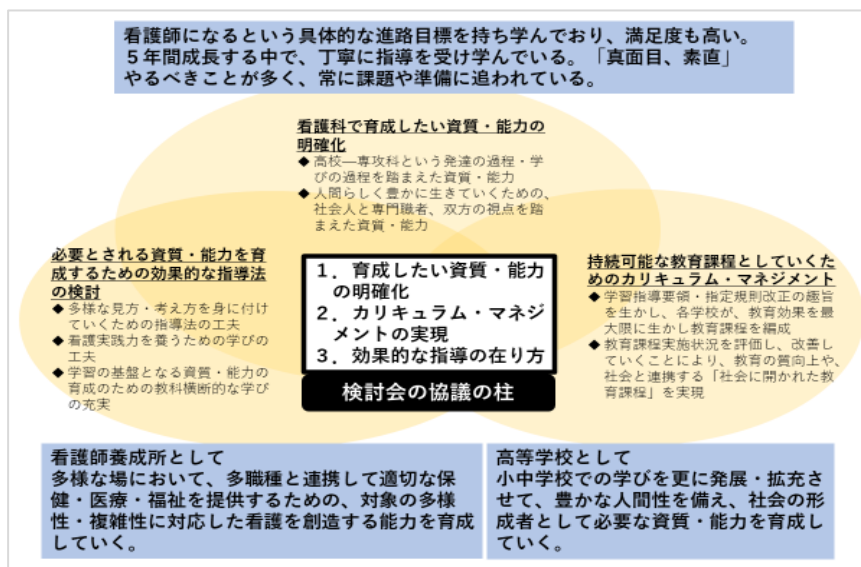


図 1-3 課題と検討の方向性

5) 厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」令和元年10月15日

6) 文部科学省「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日）https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1395249_00003.htm

第2章 育成を目指す資質・能力について

教育課程は、各学校において育成を目指す資質・能力を明らかにした上で、未来の姿から逆算して、現在の学年・教科・単元等でどのような指導を行うべきであるかという長期的な視点を持ち編成し実施していくことが重要とされている⁷⁾。ここでは、高等学校看護科の特徴を踏まえた、育成を目指す資質・能力について解説する。

1 教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた⁸⁾。

専門教科「看護」においても、高等学校学習指導要領（平成30年告示）に示された育成を目指す資質・能力を踏まえ、科目の目標・内容等の見直しや授業の創意工夫、教材の改善を試みながら、新教育課程実施に向けた準備を行っているところである。

そのような中、看護基礎教育の養成機関としての側面からも、育成を目指す資質・能力を確認し、高校生の発達の特徴に合わせ、成長を捉えていく必要があるのではないかという意見が出された。そこで、生徒が卒業、あるいはその後まで、どのような段階・過程を経て学んでいくかについて可視化を試みることにした。

2 看護師に求められる実践能力に基づく「学びの過程」

(1) 看護師に求められる実践能力

看護科においては、看護職者として生涯学び続け専門性を深めていくための着実な土台作りや、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育成していくことが求められる。厚生労働省において開催された看護基礎教育検討会では、将来を担う看護師に求められる能力として、「看護師に求められる五つの実践能力」が再確認され、以下の通り示された⁹⁾。

I群	ヒューマンケアの基本的な能力
II群	根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力
III群	健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力
IV群	ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力
V群	専門職者として研鑽し続ける基本能力

7) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「教育部会における審議のまとめ」p.11
令和3年1月25日

8) 文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説」看護編 p.3

9) 厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」令和元年10月15日

さらに、免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準として、「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」が検討され示された。図 2-1 はその一部である。

I 群 ヒューマンケアの基本的な能力 では、A. ~D. の 4 つの構成要素と、1 ~11 の卒業時の到達目標が示された。他の看護師の実践能力についても同様に示され、それらは合わせて 18 の構成要素と、48 の卒業時の到達目標からなる。

別表 13 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標
※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

看護師の実践能力	卒業時の到達目標	
	構成要素	
I 群 ヒューマン ケアの基本 的な能力	A.対象の理解	1 対象者の状態を理解するのに必要な人体の構造と機能について理解する
		2 胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者を理解する
		3 対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解する
	B.実施する看護についての説明責任	4 実施する看護の根拠・目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する
	C.倫理的な看護実践	5 看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する
		6 対象者の尊厳を守る意義を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる
		7 対象者の情報の取扱い及び共有の方法を理解し、適切な行動をとる
		8 対象者の選択権及び自己決定権を尊重し、対象者及び家族の意思決定を支援する
	D.援助的関係の形成	9 対象者と自分の境界を尊重しながら関係を構築する
		10 対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる
		11 必要な情報を対象者の状況に合わせた方法で提供する

図 2-1 「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」 I 群¹⁰⁾

なお、准看護師課程についても同様に、「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」が示されている。

(2) 「学びの過程」について

本検討会では、「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を参考とし、高校入学後から 5 年間で看護師に求められる実践能力を着実に身に付けていくことについて、学んでいく姿を可視化していくことにした。そのような経緯のもと作成した表が、表 2-1 の「看護師に求められる実践能力に基づく「学びの過程」(以下、「学びの過程」とする)である。

「学びの過程」は、それぞれの卒業時の到達目標について、**ありたい姿**を、専攻科 2 年生(卒業時)を**段階 5**、高校 1 年生を**段階 1**とし、五つの段階に分け表現した。なお各**段階**の内容や達成時期は、学校の教育課程や実態により多様であることも想定されるため、(試案)として示している。

10) 令和 2 年 10 月 30 日「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について(医政発 1030 第 1 号)別表 13 の一部を転載

表 2-1 看護師に求められる実践能力に基づく「学びの過程」(試案)

看護師の実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	ありたい姿(段階)				
			5	4	3	2	1
I 群 ヒューマンケアの基本的な能力	A. 対象の理解	1 対象者の状態を理解するために必要な体の構造と機能について理解する	対象者の状態を、各機能の正常異常とその影響を踏まえて総合的に考え、判断している	対象者の状態を、各機能の正常異常とその影響を踏まえて考え、判断している	対象者の身体状態について、各機能の正常異常を踏まえて考え、判断している	対象者の身体状態について、体の構造や機能と結び付けて考え、判断している	生物体としての人体の構造と機能を理解している
		2 胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者を理解する	生涯各期の成長・発達段階や加齢の特徴に関する知識をもとに、対象者を理解している	生涯各期の成長・発達段階や加齢の特徴に関する知識を活用し、対象者を理解している	人々の成長・発達段階や加齢による影響を踏まえ、対象者の背景を考えている	人々の成長・発達段階や加齢による影響を踏まえ、関わりのある人々について理解している	人々の各期の成長・発達段階についての知識を踏まえ、身近な人々を理解している
		3 対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解する	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解している	対象者の多様性を尊重し、身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解している	援助の対象者の多様性を尊重し、身体的・心理的・社会的側面から総合的に理解している	援助の対象者について身体的・心理的特徴に関する情報を集め、科学的な根拠をもとに理解している	自己及他者の心理的・社会的特徴に関する情報を集め、科学的な根拠と結びつけて理解している
	B. 実施する看護についての説明責任	4 実施する看護の根拠・目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する	看護の根拠・目的・方法について、対象者の理解度に合わせて、同意が得られるよう説明している	看護の根拠・目的・方法について、対象者の理解度に合わせて説明している	看護の根拠・目的・方法について、対象者の理解度を確認しながら説明している	看護の根拠・目的・方法について対象者に説明している	看護の根拠・目的・方法について理解している
		5 看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する	看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動している	看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動している	看護職としての倫理観や法令を、看護の実践と結び付けて考えている	看護職としての倫理観や法令について理解している	看護における倫理の意義や意義について理解している
	C. 倫理的な看護実践	6 対象者の尊厳を守る責務を理解し、価値観、信条等を尊重した行動をとる	対象者の尊厳を守り、対象を尊重した看護を提供している	対象者の尊厳を守り、対象を尊重した看護について考え、行動している	対象者の尊厳を守り、対象を尊重し行動している	対象者の尊厳や多様な価値観・生活習慣等について理解している	対象者の尊厳を守る意義を理解している
		7 対象者の情報の取扱い及び共有の方法を理解し、適切に行動をとる	対象者の情報の取扱い及び共有について、そのリスクを予測し回避するため、適切に行動している	対象者の情報の取扱い及び共有の方法を理解し、規則を守り行動している	対象者の情報の取扱い及び共有の方法について理解している	対象者の情報に関する義務(守秘義務)について理解している	個人情報とその内容について理解している
		8 対象者の選択権及び自己決定権を尊重し、対象者及び家族の意思決定を支援する	対象者の自己決定権を尊重し、対象者及び家族が十分に理解し、意思決定ができるよう支援している	対象者が意思決定するために必要な情報や支援を判断し、提供している	対象者の意思決定を支援するために必要な情報を提供している	対象者の意思決定を支援するための、看護職者の役割について理解している	対象者の自己決定権について理解している
	D. 援助関係の形成	9 対象者と自分の境界を尊重しながら関係を構築する	対象者と自分の境界を尊重しながら良好な関係を構築している	対象者の理解とともに自己理解を深め、対象者と自分の境界を尊重しながら関係を構築している	対象者の理解とともに自己理解に努め、対象者を尊重しながら関係を構築している	自分の特徴・傾向の理解に努め、対象者の立場に立つて関わっている	自分の特徴・傾向の理解に努め、対象者への影響を考慮しながら関わっている
		10 対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要な円滑なコミュニケーションをとる	対象者や状況に合わせた様々な対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要な円滑なコミュニケーションをとっている	対象者に合わせた対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとっている	対人技法を用いて工夫しながら、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとっている	基本的な対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとっている	コミュニケーションが信頼関係の形成に必要であることを理解している
		11 必要な情報を対象者の状況に合わせた方法で提供する	必要な情報を対象者の状況に合わせた方法で提供している	必要な情報を提供するために、対象者の状況に合わせた様々な方法を活用し、提供している	対象者に必要な情報を提供するために様々な方法を知り、活用し提供している	対象者に必要な情報を見出し、提供している	対象者に情報提供をすることで得られる効果を理解している
II 群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	E. アセスメント	12 健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集する	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集している	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集している	対象者について、健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報について系統立てて考え、収集している	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を、情報の意味を考えながら収集している	健康状態のアセスメントのために、客観的・主観的情報を収集している
		13 情報を整理し、分析・解釈・統合し、看護課題の優先順位を判断する	情報を整理し、分析・解釈・統合し、看護課題の優先順位を判断している	対象者から収集した情報を整理し、分析・解釈・統合し、看護課題を見出している	対象者から収集した情報を整理し、分析・解釈・統合して全体像を把握している	対象者から様々な情報を収集し、整理した上で情報を解釈している	看護の実践において収集した情報を整理し、その意味を考えられている
	F. 計画	14 根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画する	根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画している	根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画している	対象者の状況に応じた援助を計画・実践し、その結果を、根拠を明らかにして振り返っている	対象者の状況に応じた援助を計画・実践し、その結果を振り返っている	対象者の状況に応じた援助を計画し、実践する必要性・意味を理解している
		15 看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解している	看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解している	看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働している必要性を理解している	援助を計画・実践するにあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解している	援助にあたっては、目的に応じて対象者やチームメンバーとの協働も想定し計画している	対象者の立場を考え、援助を実施する必要性を理解している
	G. 実施	16 計画に基づき看護を実施する	計画に基づき看護を実施している	計画に基づき看護を実施・評価・再検討している	援助の目的や状況に応じて計画を立案し、実施している	援助の目的や状況に応じて計画を立案し、実施している	援助について、手順書を正確に理解した上で実施している
		17 対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立・自律に留意しながら看護を実施する	対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立・自律に留意しながら看護を実施している	対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立・自律に留意しながら看護を実施している	対象者の状態に合わせて、安全・安楽に留意しながら看護を実施している	対象者の安全・安楽に留意しながら看護を実施している	対象者の安全・安楽に留意しながら看護を実施している
	H. 評価	18 実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残す	実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残している	実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残している	実施した看護の結果を評価し、報告を行い記録している	実施した看護について目的の達成度を考え評価し、記録に残し報告している	実施した看護を振り返り、記録している
		19 評価に基づいて計画の修正をする	評価に基づいて計画の修正をしている	評価に基づき計画の修正をしている	実施した看護の結果を評価し評価から改善点を考え、次の計画に反映させている	実施した看護について目的の達成度を考え評価し、改善点を考えている	実施した看護を振り返り、改善点を考えている
	III 群 健康の保持増進・疾病の予防・健康の回復にかかわる実践能力	I. 健康の保持増進・疾病の予防	20 生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を考え、判断している	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を考え、判断している	様々な人々の生涯各期における健康の保持増進や、疾病予防における看護の役割を多面的に捉えている	援助の対象者について、身体状況や発達段階、背景などから健康の保持増進や疾病予防の方策について考えている	身近な人について、現在の生活の特徴を理解し、健康保持増進・疾病予防の方策の必要性について考えている
21 環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する			環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解している	環境が健康に及ぼす影響を考慮している	援助の対象者について、環境が健康に及ぼす影響と予防策を考えている	身近な人について、環境が健康に及ぼす影響を把握し予防策を考えている	環境が健康に及ぼす影響を理解している
22 対象者及び家族に必要な資源を理解し、健康の保持・増進に向けた生活に関する支援を行う			対象者及び家族に必要な資源を理解し、健康の保持・増進に向けた生活に関する支援を行っている	対象者及び家族に必要な資源を理解し、健康の保持・増進に向けた生活に関する支援を行っている	対象者の健康の保持増進に向けた生活支援において、必要な資源を考え活用している	身近な人について、健康の保持増進に向けた生活支援において必要な資源を考え活用している	社会における自立のための生活や健康に関する支援策を理解している
J. 急変に健康が変化する場合		23 急速に健康状態が変化する(周術期や急激な病状の変化、救命救急処置を必要としている等)対象者の病態や、治療とその影響について理解する	急速に健康状態が変化する(周術期や急激な病状の変化、救命救急処置を必要としている等)対象者の病態や、治療とその影響について理解している	急速に健康状態が変化する対象者の病態や、治療とその影響について理解している	身体状態が急変に変化する状態の病態や治療について理解している	身体状態が急変に変化する状態の病態や治療について理解している	自分や身近な人について、身体的・心理的・社会的状態などは、連続性を持つ変化していることを理解している
		24 基本的な救命救急処置の方法を理解し、模範的に実践する	基本的な救命救急処置の方法について、実際の活用場面を想起した方法で理解し、模範的に実践している	基本的な救命救急処置について、状態に即した方法を理解し、模範的に実践している	基本的な救命救急処置について、手順を根拠とともに理解している	急変者の状態や一次救命処置などの必要性及び手順について理解している	急変し救命が必要な状態について想起している
25 健康状態の急激な変化に気づき、その変化の裏付けとなる情報を収集し適切に報告している	健康状態の急激な変化に気づき、その変化の裏付けとなる情報を収集し適切に報告している	健康状態の急激な変化を、客観的にまとめることができる	援助の対象者について、健康状態の急激な変化を、バイタルサインの変化や検査結果等客観的な情報と結び付け考えている	健康状態の急激な変化とバイタルサインの変化や検査結果等客観的な情報と結び付けて考えている	健康状態が急激に変化する状態について想起している		

看護師の実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	ありたい姿(段階)					
			5	4	3	2	1	
Ⅲ 健康の保持・増進・疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力	J. 急激に健康が変化する場合への看護	26	合併症予防のために必要な看護を理解し、回復過程を支援している	合併症予防のために必要な看護を理解し、回復過程を支援している	健康の回復を目指す人々が、合併症を予防し回復し、いくつかに必要な看護を見出している	援助の対象者について、健康状態の回復に必要な援助や治療を理解している	健康状態が急激に変化し、その後回復に向かう状態を理解している	健康状態が急激に変化する状態について想起している
		27	日常生活の自立/自律に向けた回復過程を支援する	日常生活の自立/自律に必要な援助を見出し実践し、回復過程を支援している	日常生活の自立/自律を目指す人々に必要な援助を見出している	援助の対象者について、健康状態の回復に必要な援助や治療を理解している	健康状態が急激に変化し、その後回復に向かう状態を理解している	健康状態が急激に変化する状態について想起している
		28	慢性的経過をたどる人の病態や、治療とその影響について説明する	慢性的経過をたどる人の病態や、治療とその影響について説明している	身体状態が緩やかに変化する状態の病態と健康への影響、治療について理解している	身体状態が緩やかに変化する状態の病態や治療について理解している	身体状態が緩やかに変化する状態の病態や治療について理解している	自分や身近な人について、身体的・心理的・社会的状態などは、連続性を持ちつつ変化していることを理解している
	K. 慢性的な対象者への看護	29	対象者及び家族が健康課題に向き合う過程を支援する	対象者及び家族が健康課題に向き合う過程を支援している	人々が健康課題に向き合う過程に必要な支援を考え、実践している	人々は健康課題と向き合いながら生活を送り、支援が必要な場合もあることに気付いている	人々は、社会生活を送る上、それぞれ健康課題を持ち、それらに向き合っていることを理解している	自分や身近な人について、身体的・心理的・社会的状態などは、連続性を持ちつつ変化していることを理解している
		30	健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質(QOL)の維持・向上に向けて支援する	健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質(QOL)の維持・向上に向けて支援している	健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質(QOL)の維持・向上に向けて支援している	援助の対象者について、生活の質の維持・向上を目指した支援策を考えている	生活の質(QOL)を尊重した生活の質の向上に気付き、それらと健康状態が関連していることを理解している	多様な人々が地域社会の中で、個性を生かして生活していることに気付いている
		31	急性増悪の予防・早期発見・早期対応に向けて継続的に観察する	急性増悪の予防・早期発見・早期対応に向けて継続的に観察している	急性増悪が援助の対象者にも与える影響を理解し、急性増悪の予防・早期発見・早期対応の視点を持ち観察している	身体状態が緩やかに変化する過程で、急性増悪となる場合について、現れる影響を考えている	身体状態が緩やかに変化する過程で、急性増悪となる場合について、現れる影響を考えている	自分や身近な人について、身体的・心理的・社会的状態などは、連続性を持ちつつ変化していることを理解している
	L. 終末期にある対象者への看護	32	終末期にある対象者の治療と苦痛を理解し、緩和に向けて支援する	終末期にある対象者の治療と苦痛を理解し、緩和に向けて支援している	終末期にある対象者の治療と苦痛を理解し、緩和に向けて支援策を考え実践している	終末期の病態や治療について理解している	終末期にある人々の身体的状態を理解し、それらが人々の心理的・社会的状態に与える影響について考えている	自分や身近な人について、身体的・心理的・社会的状態などは、連続性を持ちつつ変化していることを理解している
		33	終末期にある対象者の意思を尊重し、その人らしく過ごせるよう支援する	終末期にある対象者の意思を尊重し、その人らしく過ごせるよう支援している	終末期にある対象者の様々な意思を尊重しながら、その人らしく過ごすための支援策を考えている	終末期の人々が持つ様々な意思を理解し、その人らしく過ごすための支援策を考えている	終末期の人々が、様々な意思を生かして生活していることに気づき、その支援に向けた援助の必要性について考えている	多様な人々が地域社会の中で、個性を生かして生活していることに気付いている
		34	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解している	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援していく体制を理解し、支援策を考えている	援助の対象者と、それぞれ、保健医療福祉に関するサービス体制と関係する専門職者を関連付け理解している	地域社会の保健医療福祉に関するサービス体制と関係する専門職者と関係する専門職者を関連付け理解している	多様な人々が地域社会の中で、個性を生かして生活していることを理解している
	Ⅳ ケア環境とチーム体制を構築し活用する能力	Ⅱ. 看護専門職の役割と責務	35	看護職の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する	看護職の業務を法令に基づいて理解しているとともに、その役割と機能を説明している	看護の業務を法令に基づいて理解し、看護実践の場での役割と機能について考えている	看護の業務を法令に基づいて理解し、その役割と機能について考えている	看護の業務について、様々な看護実践の場における業務内容を理解している
36			看護チーム内における看護師の役割と責任を理解する	看護チーム内における看護師の役割と責任を理解している	看護チーム内における看護師の役割と責任を著実な結果とするための具体的な方法について理解している	看護チームの機能と看護師の役割を関連づけながら理解している	様々な医療施設における看護の組織や看護体制などについて理解している	看護施設における看護の組織や看護体制を理解している
Ⅲ. 安全なケアの確保		37	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について説明する	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について説明している	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について説明している	事故発生を予測しながら、医療安全の基本的な考え方を踏まえ、行動している	援助の場面において、医療安全の基本的な考え方を踏まえ、行動している	看護実践の場に必要な医療安全の基本的な考え方を理解している
		38	感染防止策の目的と根拠を理解し、適切な方法で実施する	感染防止策の目的と根拠を理解し、適切な方法で実施している	感染防止策の目的と根拠を理解し、適切な方法で実施している	感染防止策の目的と根拠を理解し、実践している	感染防止に関する基本的知識・技術(スタンダード・プレコジョン)を根拠とともに理解し、実践している	感染防止に関する基本的知識・技術(スタンダード・プレコジョン)を理解し、実践している
		39	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動している	安全な環境の確保のために、関係法規やガイドラインに従って行動している	安全な環境の確保のために、関係法規やガイドラインに従って行動している	医療安全に係る関係法規やガイドラインを調べ、その内容をもとに行動している	安全なケアに必要な環境が分かり、安全確保に留意し行動している
Ⅳ. 保健・医療・福祉チームにおける看護師の役割		40	保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種との役割と責任を理解する	保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の役割と責任を理解している	保健・医療・福祉チームにおける看護師の機能、役割を理解している	保健医療福祉に関する専門職の機能、役割を理解している	地域社会の保健医療福祉に関する専門職とその役割を理解している	看護の専門職と業務、関連する法令について理解している
		41	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解している	対象者と、対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の情報共有や連携、協働の必要性について理解している	援助の対象者をとりまく専門職の機能・役割を理解する	地域社会の保健医療福祉に関する専門職とその役割を理解している	保健医療福祉の関係職種とその役割を理解している
	42	対象者を含むチームメンバーと連携・共有・再検討しながら看護を実践する	対象者を含むチームメンバーと連携・共有・再検討しながら看護を実践している	対象者を含むチームメンバーと情報共有や連携の必要性について理解し実践している	対象者とのかわりや相互作用の内容はメンバーで共有し、連携しながら看護の実践をしている	援助の場面において、対象者とのかわりや相互作用の内容はメンバーで共有し、看護実践に生かそうとしている	職能を発揮するために、様々なメンバーが連携し関わっていく必要があることを理解している	
Ⅴ. 地域ケアシステムにおける看護師の役割	43	地域包括ケアシステムの観点から多様な場における看護の機能と役割について理解する	地域包括ケアシステムの観点から多様な場における看護の機能と役割について理解している	地域包括ケアシステムの観点から様々な場における看護師の役割を考えている	地域包括ケアシステムの観点から、様々な場における看護師の役割を考えている	地域社会の保健医療福祉に関する専門職とその役割を理解している	多様な人々が地域社会の中で、個性を生かして生活していることを理解している	
	44	日本における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する	日本における保健・医療・福祉の動向と課題を理解している	日本における保健・医療・福祉の現状と成果から、今後取り組むべき課題を考えている	保健医療福祉に関する専門職の機能・役割を理解している	保健・医療・福祉の現状を知り、社会の形成者としてよりよくするために必要なことを考えている	社会における自立のための生活や健康に関する支援策を理解している	
	45	諸外国における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する	諸外国における保健・医療・福祉の動向と課題を理解している	諸外国における保健・医療・福祉の動向と課題を理解し、今後取り組むべき課題を考えている	保健医療福祉に関する専門職の機能・役割を理解している	保健・医療・福祉の現状を知り、社会の形成者としてよりよくするために必要なことを考えている	社会における自立のための生活や健康に関する支援策を理解している	
Ⅵ 専門職者としての能力を高め、看護の質の向上に努める	Ⅶ. 看護の質の向上に努める	46	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要性と方法を理解する	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要性と方法を理解している	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要性と方法を理解している	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要性と方法を理解している	看護実践を自らの立場から振り返り、今後の改善に生かそうとしている	看護実践の目的とその達成度を高めることから、実践が対象者に与える影響を考えている
		47	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的検討をすることの重要性を理解する	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的検討をすることの重要性を理解している	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的検討をすることの重要性を理解している	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を取り入れ、批判的検討をしながらその成果を見出している	看護実践を自らの立場から振り返り、今後の改善に生かそうとしている	看護実践の目的とその達成度を高めることから、実践が対象者に与える影響を考えている
	48	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的検討をすることの重要性を理解する	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的検討をすることの重要性を理解している	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的検討をすることの重要性を理解している	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を取り入れ、批判的検討をしながらその成果を見出している	看護実践を自らの立場から振り返り、今後の改善に生かそうとしている	看護実践の目的とその達成度を高めることから、実践が対象者に与える影響を考えている	

「学びの過程」は、段階 I-A-1-5「対象者の状態を、各機能の正常異常とその影響を踏まえて総合的に考え、判断している」のように表し、**ありたい姿**や、「学びの過程」全体からみた位置付けを確認することができる。

各段階に表す**ありたい姿**は、学校の教育目標や教育課程（各学年に担当される科目や単位数）等、各学校の実態に即し設定していく必要があるが、「学びの過程」を生徒自身や教師、保護者や学校関係者と共有し活用していくことで、自らの学びのありようを把握することや、生徒の良さを引き出す学習環境を構成するための手がかり、生徒を見るヒントとして役立てることができる。

3 「学びの過程」の活用

ここでは、目的や場面に応じ活用していくことについて説明する。

（1）生徒自らが見通しを持ち意欲的に取り組んでいくために

高校生の自己肯定感の低下が指摘され、生徒自らが積み上げてきた成長や学びの実感を持つ機会の必要性が挙げられている。「学びの過程」により自らの学びを確かめながら学びを振り返り、目指す資質・能力がどのくらい身に付いてきたか、身に付けていけばよいか、学びを自己調整していくための羅針盤として用いることができる。

例えば、学科のオリエンテーションや授業ガイダンス等の機会に配布し、看護師として身に付けたい資質・能力をイメージしていくための資料にしたり、学年・ターム等の区切りに、看護師に求められる実践能力について、どの程度身に付いたか、振り返り確認する指標としたりすることができる。

「学びの過程」は、到達目標の数が膨大で専門用語も多い。誰もが理解し活用できるよう、必要部分を抜粋したり、言葉を分かりやすくしたりする等、目的に応じ工夫し作成していくことが大事である。

（2）学びの段階に応じた指導の工夫のために

臨地実習において、看護過程を展開していくことにより患者（援助の対象者）の現状には目が行くが、未来（退院して地域社会で生活する、等）を見通した援助策を考えていくのは難しく、教員は多くの働きかけが必要になっているという現状も指摘されている。そこで、「学びの過程」を学習経験の積み重ねとして読み解き、働きかけ方の工夫として活用する方法を検討した。

図 2-2 は、**看護師の実践能力 I 群：ヒューマンケアの基本的能力、構成要素 A.：対象の理解** を抜粋し解説を加え示したものである。

看護師の実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	ありたい姿(段階)				
			5	4	3	2	1
I群 ヒューマン ケアの 基本 的な 能力 A. 対象の 理解	1	対象者の状態を理解するに必要な人体の構造と機能について理解する	対象者の状態を、各機能の正常異常とその影響を踏まえて総合的に考え判断している	対象者の状態を、各機能の正常異常とその影響を踏まえて考え、判断している	対象者の身体状態について、各機能の正常異常を踏まえて考え、判断している	対象者の身体状態について、体の構造や機能と結び付けて考え、判断している	生物体としての人体の構造と機能を理解している
	2	胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者を理解する	生涯各期の成長・発達段階や加齢の特徴に関する知識をもとに、対象者を理解している	生涯各期の成長・発達段階や加齢の特徴に関する知識を活用し、対象者を理解している	人々の成長・発達段階や加齢による影響を踏まえ、 <u>対象者の背景</u> を考えている	人々の成長・発達段階や加齢による影響を踏まえ、 <u>関わりのある人々</u> について理解している	人々の各期の成長・発達段階についての知識を踏まえ、身近な人々を理解している
	3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解する	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解している	対象者の多様性を尊重し、身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解している	援助の対象者の多様性を尊重し、身体的・心理的・社会的側面から総合的に理解している	援助の対象者について身体的・心理的特徴に関する情報を集め、科学的な根拠のもと理解している	自己及び他者の心理的・社会的特徴に関する情報を集め、科学的な根拠と結びつけ理解している

← 援助の対象者 ← 関わりのある人々 ← 自分自身

図 2-2 構成要素 A. 対象の理解に関するありたい姿

到達目標 3 は対象の総合的理解に関することで、段階 I-A-3-1 は「自己及び他者の心理的・社会的特徴に関する情報を集め、科学的な根拠と結びつけ理解している」、段階 I-A-3-2 は「援助の対象者について身体的・心理的特徴に関する情報を集め、科学的な根拠のもと理解している」と表されている。

ありたい姿は、段階 1 では自己及び他者、段階 2 では援助の対象者、について理解している姿となっている。他の到達目標に関しても、自分、身近な関わりのある人々、援助を行う対象となる人と、視点を広げながら学習や経験を積み上げていく順序性を窺い知ることができる。対象者のその人らしさに気づき、総合的に理解していくために、自分や身近な人の理解を促進する学習経験を充実させていくことは、有効な手立てと考えられる。

「学びの過程」について、到達目標の段階ごとの変化（系統性）や、複数の到達目標にみられる段階の共通性（関連性）を見直してみることで、これまでどのような学習経験を積み上げてきたのか、今後どのような学習経験が必要であるかを考察する手がかりも得られる。

(3) 日々の授業における活用

① 各科目で身に付けた資質・能力の確認のために

ここでは、日々の学習活動において育成したい資質・能力と、「学びの過程」を関連付け、授業改善を図っていくことについて取り上げていく。

指導にあたっては、単元や学習のまとめりに、目標・評価規準を設定し、学習活動を計画し実施していくことになるが、この単元の目標と「学びの過程」における段階を関連付けることにより、単元を通して育成したい資質・能力がどのような看護師の実践能力の育成に繋がっているかも同時に確認することができる。

図 2-3 は、「成人看護」の単元「成人の生活と健康の特徴」について、学習指導要領を踏まえて目標を設定し、「学びの過程」の段階との関連付けを試みたものである。

本単元は、学習活動を通して、段階Ⅱ-E-12-2「健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を、情報の意味を考えながら収集している」、段階Ⅱ-E-13-2「対象者から様々な情報を収集し、整理した上で情報を解釈している」、を目指すものである。同時に、看護師の実践能力Ⅱ群「根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力」の育成を目指すものであると意味付けることができる。

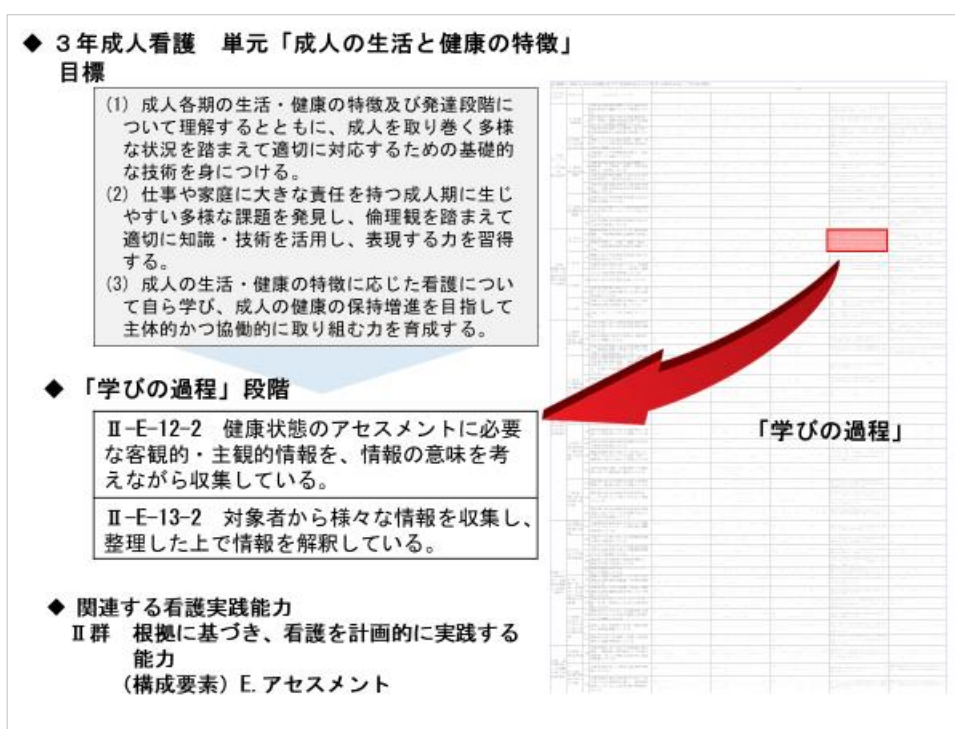


図 2-3 単元の目標と段階、看護師の実践能力との関連付け（単元「成人の生活と健康の特徴」の場合）

- ・注1 詳細は **(指導例1)**→p28 を参照
- ・注2 単元の目標は、(1) 知識・技術、(2) 思考・判断・表現、(3) 学びに向かう力、人間性等、の三つの柱で示している。

各科目の学習活動が、未来のどのような**看護師の実践能力**の習得に繋がるものかを明らかにすることで、学習の意味や今後の学びの見通しを知る機会となる。生徒にもあらかじめ、意味付けを説明しておく。

また、**段階**として表すことで、**看護師の実践能力**を身に付けていこうとする生徒について、**ありがたい姿**が捉えやすくなり、他教科・科目との関連性も見だしやすくなる。

例えば、段階Ⅱ-E-12-2「健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を、情報の意味を考えながら収集している」は、「基礎看護」の単元「バイタルサイン測定」において目指す**ありがたい姿**と重なると想定される。教員は、担当した授業（単元）の内容や目標・学習活動とともに、関連のある**段階**も明確にして共有しておくといよい。

② 着実な学びのための手立てとして

生徒への個別指導のための活用法としては、**段階**に着目することがある。

例えば、単元「成人の生活と健康の特徴」において、インタビューで収集した情報を、情報整理シートにうまく整理できない生徒がいた場合は、**段階Ⅱ-E-12-2「健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を、情報の意味を考えながら収集している」**に到達できていない状態と考えることができる。

その際は、1つ前の**段階Ⅱ-E-12-1「健康状態のアセスメントのために、客観的・主観的情報を収集している」**に着目し、インタビューの目的、そのために必要な情報は何か再度考えるよう働きかける等、指導の手立てとすることができる。

このように、教員は生徒の到達度を把握し、生徒が身に付けている資質・能力について、現在持っているものを引き出せるよう働きかける必要があるが、「学びの過程」を読み解くことで、その手立てとして活用することができる。

(4) 教育活動全体を見通した視点での活用

高度多様化する医療技術に合わせ、学習内容を拡充し専門性を高めていく必要がある一方、限られた時間で学習効果を最大化できるよう、カリキュラム・マネジメントの視点で、教育活動や時間の配分等を再検討していく必要がある。

① 学校（学科）の目標との関連性において

図2-4は、A高等学校看護科について、学校目標および看護科の目標の例を示したものである。例えばA高等学校看護科は、【目指したい姿】2に「必要とされる看護実践能力を身に付けている」を挙げている。

この場合には、学校が目指す目的や目標の実現に向けた看護科の評価指標の一つとして、「学びの過程」を用いることができる。

A 高等学校看護科
◆ 学校目標 ：社会人としての資質を形成し、多様化する社会に貢献できる自立した人材を育成する
◇ 学科の目標 ：看護を通じ、地域の保健・医療・福祉を支える人材を育成する
【 目指したい姿 】
1 自ら課題を見出し取り組み、創造的に解決している。
2 必要とされる看護実践能力を身に付けている。
3

図2-4 A高等学校看護科教育目標（例）

② 他教科，他科目とのつながりを意識するために

表2-2は、「学びの過程」の、**看護師の実践能力Ⅰ群：ヒューマンケアの基本的能力、構成要素A：対象の理解**を抜粋し、さらに、低学年を中心に、関連のある他教科・科目例を加筆したものである。**段階**に表す**ありたい姿**をもとに、あらかじめ他教科との関連性を把握することで、内容の重複を避ける、学習内容の順序性に配慮する等、カリキュラム・マネジメントに留意した指導計画の立案が可能になる。

表 2-2 「学びの過程」と関連のある科目例

看護師の実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	ありたい姿(段階)					関連のある科目例
			5	4	3	2	1	
I 群 ヒューマン ケアの基本的な能力	A. 対象の理解	1 対象者の状態を理解するに必要な人体の構造と機能について理解する	対象者の状態を各機能の正常異常とその影響を踏まえて総合的に考え、判断している	対象者の状態を各機能の正常異常とその影響を踏まえて考え、判断している	対象者の身体状態について、各機能の正常異常を踏まえて考え判断している	対象者の身体状態について、体の構造や機能と結び付けて考え判断している	生物体としての人体の構造と機能を理解している	科学と人間生活 生物基礎
		2 胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに、対象者を理解している	生涯各期の成長・発達段階や加齢の特徴に関する知識をもとに、対象者を理解している	生涯各期の成長・発達段階や加齢の特徴に関する知識を活用し、対象者を理解している	人々の成長・発達段階や加齢による影響を踏まえ、対象者の背景を考えている	人々の成長・発達段階や加齢による影響を踏まえ、関わりのある人々について理解している	人々の各期の成長・発達段階についての知識を踏まえ、身近な人々を理解している	
		3 対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解している	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解している	対象者の多様性を尊重し、身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解している	援助の対象者の多様性を尊重し、身体的・心理的・社会的側面から総合的に理解している	援助の対象者について身体的・心理的特徴に関する情報を集め、科学的な根拠をもとに理解している	自己及び他者の特徴に関する情報を集め、科学的な根拠と結びつけ理解している	公共 保健

また、様々な教科・科目の担当者が、担当科目が看護師の実践能力とどのような繋がりがあるのか等、関連性を見だしやすく、生徒の成長を促す関わりの参考にすることができる。担当科目や活動等について、関連する段階に○を付け共有し意識付けていく等、カリキュラム・マネジメントに繋がられるよう工夫し活用していただきたい。

③ 地域や家庭との協力体制構築に

「学びの過程」を地域・保護者等関係者と共有し、生徒理解を深め、連携を深めていく方策として活用することもできる。今般、医療施設での実習に限界があることや、「地域・在宅看護論」において、地域での生活者としての人々の理解が必要とされていることもあり、保護者や地域との連携の機会が増えている。

連携のために目標や学習活動の目的等を説明するにあたり、関連するありたい姿を示すことで、相互理解に役立てることもできる。

4 活用にあたって留意したいこと

作成にあたり、複数の段階の共通性（縦の共通性）を持たせたり、段階1, 2や段階4, 5といった、段階をまたぐ共通性（横の共通性）を持たせたりしている。段階が一樣に変化するものではなく、さらに細かい段階が必要とされる場合もある。

「学びの過程」を活用し、生徒一人ひとりの到達度を見極め指導の改善や成長の手助けをしていくためにも、「48項目のうち●項目で達成できた」等、数値の解釈にとどまらないよう留意する。

「学びの過程」のデータ版は、下記URLからダウンロードすることができます。ご活用ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/kango/index.htm

第3章 教育課程実施・改善のための取組について

教育課程の実施にあたっては、生徒に育成を目指す資質・能力が適切に育まれているかを把握し、教育の内容や方法、時間数の妥当性を検討し、成果検証を行いながら、組織的・計画的に取り組む必要がある。

ここでは、各学校における教育活動の質向上を図るための、カリキュラム・マネジメントの在り方について述べる。

1 組織の体制整備

高等学校には、教育目標に応じて様々な学科・コース等が設置され、それぞれ教育課程を編成し実施している。複数の学科・コースを持つ学校は複数の教育課程を編成するため、教育課程検討のための組織は、様々な立場の教員がメンバーとなり構成される。

図3-1は、ある高等学校における教育課程編成に関する校内での組織体制とその動きを示したものである。この学校においては、教育課程を定期的に検討する「教育課程委員会」が設置され、2年以上前より新教育課程編成の検討を行っている。

変更となる前々年度に教育課程が決定されたら、前年度は次年度実施に向けて、教材や人的物的環境等の具体的整備、地域との連携体制の強化等を行っている。

特に高等学校は、学校ごとに様々な特徴がある。教育課程に関する組織を常時設け、定期的に教育課程の見直し・評価を行い、常に柔軟に対応する体制づくりが必要である。同時に、日々の教育実践や看護科の運営に必要な事項が教育課程に反映されるよう、管理職や教員、外部指導者等、様々な立場の人をつなぐ専門性の高いミドルリーダーを着実に養成しておく。

教員は、組織の一員として、日頃からカリキュラム・マネジメントの視点を持ち、学校の教育課程を見つめ直すことが必要である。

2 相互理解促進のために

学校の強みを生かし教育効果を最大限に挙げていくための相互理解促進としては、次のような取組が考えられる。

高等学校では、教員や保護者以外にも、養護教諭、カウンセラー、事務員等、様々な立場

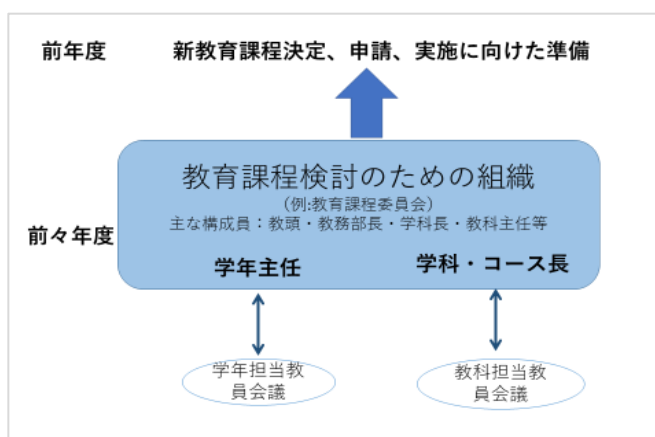


図3-1 教育課程編成に関する組織と動き（例）

から生徒と接し、関わりを持っている。それぞれの関わりから得たものを共有し、育成を目指す資質・能力を育むために方策を練り、実践し、成果を見取っていくことが必要である。教育の質的向上を図るための目標（テーマ）を持ち、研究授業や協議を行うことも効果的である。

参集・協議の機会が難しい場合は、授業公開週間を位置付ける、ICTを活用し、日ごろから授業の資料や動画をクラウド上で共有していく等、環境づくりを行う。教員も、自分の関わる生徒がどのような学びをしていくかについては非常に高い関心と課題意識を持っている。生徒の目標に向かって取り組む姿を基に交流を持つ機会とすることで、活発な協議が期待できる。

3 各教科・科目において取り組むための工夫

看護科の教員は、高等学校及び看護師等養成所の教員としての資質及び専門性の向上に努め、質の高い看護基礎教育を推進していく必要がある。

各学校においては、育成を目指す資質・能力の方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針¹¹⁾に基づき、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善を行うことが求められてきている。第2章で述べた通り、学校が育成を目指す資質・能力は、教育課程に関連するあらゆる活動と関連しながら育まれる必要がある。

日々の学習活動においても、育成を目指す資質・能力がどのように育まれているか、成果を確認していく必要があるため、学習評価を充実させ、さらに、着実に身に付けるための指導改善を行うことが求められる。

専門教科「看護」については、高等学校学習指導要領に定める各科目の目標に準拠した評価を実施するために、目標の実現の状況を、「知識・技術」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の観点から、それぞれ分析的に捉え評価することとしている。

具体的には、観点別学習状況を評価するために、資料やポートフォリオ等を収集し、評価の観点の趣旨のもと評価を行い総括していくものであるが、あらかじめ、各観点における評価を、いつ、どのように行うのか、評価の計画を立て、指導と評価の一体化を図ることが大切である¹²⁾。

(指導例1)→28頁 は、評価の計画を立て、観点別評価の方法を研究したものである。学習評価の充実により、授業のねらいに即した学習活動であったか、また、生徒一人ひとりの達成状況に応じた関わり方をどのように行っていくか、指導の改善が期待される。

11) 学校教育法施行規則第百三条の二

高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、二 教育課程の編成及び実施に関する方針、三 入学者の受入れに関する方針

12) 平成31年1月21日中央教育審議会 初等中等教育分科会 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」

第4章 臨地実習の効果的な実施について

令和3年4月1日に改正された指定規則の別表においては、対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力の育成の観点から、各教育内容の臨地実習の単位数について、一定数以上のものについては各学校の実態に応じ定めることができるようになった。

5年一貫看護師課程においては、別表3-3に基づき、看護臨地実習26単位のうち、教育内容に位置付けられた17単位以外の9単位分は、各学校の裁量で設定することができるようになった。臨地実習の在り方について、各学校の実態に即した工夫や改善が求められている。

ここでは改めて、臨地実習（学習指導要領では、科目「看護臨地実習」）の目標「各科目において育成した資質・能力を統合して活用することにより、看護の理論と実践を結び付け、臨地における看護実践力を身に付けていく」の達成を目指し、留意点や方策を検討する。

1 指導計画立案にあたって

臨地実習は、校外での学習活動として数週間にわたり実施されることも多いため、授業が行えない科目の時間数の確保や、学校行事や部活動といった、学校全体の指導計画との調整を図り実施していく必要がある。

生徒は、実習前の事前課題や演習、実習施設への行き方の確認・心身を良好に保つこと等、多くの時間が必要となるため、学校全体で実習スケジュール・方法について共通理解を図り、生徒を支援していく体制を整える。また、どの教育活動も人間形成の貴重な機会であることから、他科目の授業時間数を削減することにならないよう、調和を取りながら予定・調整し、実施できるよう配慮する。

キャリア教育の視点でも、臨地実習は低学年から実施され、学習意欲の向上や看護観、倫理観の醸成の機会としての意義が大きい。臨地実習の取組について、自ら課題を設定し適宜振り返りながら、今後の生き方や在り方を考える機会も設け指導していく。

(1) 臨地実習の計画

臨地における看護実践力を着実に育成していくためには、指導計画上の実習の位置付け、目的・目標とともに、看護臨地実習においてどのようなことを学んでいくのか見通しを持たせるために、臨地実習の予定や方法等を実習要項等で明示するとともに説明を加えながら、5年間の見通しを持つための働きかけをする必要がある。

表4-1は臨地実習計画表の例である。実習のねらいや方法を一覧にして明示しておくことで、生徒の主体性を喚起し、今後、どのような対象に出会い理解を深め、援助の実際を学ぶか、あらかじめ知ることができる。対象の特性や多様性を学ぶ、という臨地実習の重要な目的に気付く機会にもなる。

表 4-1 臨地実習計画（例）

学年	時期（月）	実習単位数	実習場所	実習のねらい・内容	受け持ち対象となる方・状態	患者・看護の理解方法 ※事前・事後学習含む
高校1年		基礎看護学 ●単位		看護職が地域の保健活動に関わっている様子を見学し、援助の実際を知るとともに、参加している住民の方と話し、健康観や願いを知る。		会話・様子の振り返り
高校2年		基礎看護学 ●単位		看護師とともに日常生活援助や診療の補助場面に参加し、これまでに学んだ知識・技術がどのように提供されているかを学ぶ。医療チームの一員として看護を実践するために必要な知識・技術・態度を養う。	日常生活援助が必要 コミュニケーションが図れる	援助場面で会話・様子の振り返り
高校3年		基礎看護学 ●単位		健康障害により入院生活を送る対象および家族に対し、看護の実際を通じて日々の看護の過程を展開するための基礎的な能力を養う。	日常生活援助が必要 コミュニケーションが図れる	状態に合わせた援助計画の立案・実施・振り返り
		老年看護学 ●単位		様々な健康レベルにある高齢者との関わりを通じて、加齢変化や健康上の問題が高齢者の日常生活にどのように影響を及ぼしているかを考え、高齢者への看護援助を実践できる能力を養う。	65歳以上で、継続的に日常生活援助が必要	看護過程の展開
		成人看護学 ●単位		患者の身体的・精神的・社会的特徴および成人期の特徴をふまえて、あらゆる健康レベルにある対象を総合的に理解するとともに、疾病や治療・年齢の特性に応じて展開される看護について体験を通して学習し、適切な看護援助を行うための能力と態度を習得する。	概ね65歳以下で、継続的に日常生活援助が必要	看護過程の展開
専攻科1年		成人看護学 ●単位		急性期（周手術期）・回復期・慢性期・終末期など様々な健康状態にある成人およびその家族を対象とし、看護過程の展開を通して対象を全人的に捉えた適切な看護活動を学ぶ。各期におけるチーム医療の実際について、体験を通して理解する。	成人期にあり、急性期・回復期にある慢性疾患が急性増悪した状態にある	看護過程の展開
		老年看護学 ●単位		高齢者の加齢変化と疾病に伴う日常生活の障害について理解し、高齢者が生活者としていきいきと暮らすために、もてる力を最大限に引き出し、自立とQOLの向上を目指した看護実践を学ぶ。老年期における医療・看護・福祉との連携を理解し、看護の継続性について考察する。	65歳以上で日常生活援助が必要	看護過程の展開
専攻科2年		地域・在宅看護論 ●単位		地域で生活しながら療養している対象者や家族の状況を理解するとともに、在宅療養者への看護の特徴を理解した上で、QOLを高めるための看護の役割および援助の実際を学ぶ。地域包括ケアシステムの観点から、社会資源を活用し多様な場で展開される看護の機能や役割について考察する。	地域で生活しながら療養している方、及び取り巻く人々	訪問看護記録 看護過程の展開
		小児看護学 ●単位		保育活動を通して健康な子どもの成長・発達と生活を理解し、健全に成長・発達していくことを援助するための基礎的な実践能力を養う。 小児各期の成長発達を理解し、健康問題のある小児とその家族に対する適切な看護実践を学ぶ。	3歳未満 3歳以上 感染症法に定められた感染症罹患児を除く小児とその家族	担当児クラスの援助計画 5歳児対象の保健指導 看護過程の展開
		母性看護学 ●単位		マタニティサイクルにある女性と新生児の生理的特徴を踏まえ、妊婦・産婦・褥婦・新生児の適切な看護ケアの知識と技術を習得する。また、母性看護を行うために必要な基礎的な実践能力を養う。	正常分娩の産婦の分娩期 正常な経過をたどる褥婦とその新生児	看護過程の展開
		精神看護学 ●単位		精神症状を持つ人の日常生活及び社会生活における課題や家族について理解し、対象に応じた看護基礎能力と態度を養う。	自立に向けてセルフケアの援助が必要	看護過程の展開 プロセスレコード
		看護の統合と実践 ●単位		看護の専門的な知識・技術を統合し、患者が必要としている援助について安全管理や多職種との連携などを考慮しながら、より実践に即した形の体験を通して基礎的な看護実践力を養う。	複数患者（2人） 複数患者のうち1人は実習期間中に継続して受け持つことが可能な患者	複数受持ち実習 チームメンバー実習 看護管理実習

(2) 評価方法の検討

各実習においては、ねらい（目的）や到達目標に適した実習施設・方法等を検討し計画・実施していくことになる。実習方法は様々な要因（感染症の拡大、自然災害等）により変更を生ずることもある。常に実習のねらい（目的）や達成度について、学年全体・施設ごと・実習期間ごとに確認していき、変更が生じた場合は施設間で学習の成果に差が生じないように、達成度を全体で共有しながら工夫し指導していく必要がある。

評価の方法は、実習を通して、生徒の何を育てたいのかを明確にした上で、評価の時期を定め検討を行う。評価者間の評価基準・方法は統一する。評価は、生徒の成長を支えるものである。評価結果について、必要時個別の指導の機会を設け補習を行う等、学習の成果が着実に得られるよう、個別指導による補足・振り返りの機会をあらかじめ想定し、指導計画を立案する。

(3) 指導計画に応じたグループ編成

生徒は実習に向けて、既習知識・技術を習得して臨めるように努力を行い、実習中は支援のもと、実習心得や留意事項を誠実に遵守し、行動することが求められる。実習グループは習熟度や実習経験に応じて編成していくが、グループメンバーや実習指導者との相互作用も考慮し、長期的な視野で配置を考える。また、実習施設の変更、年度当初の生徒・教員の入れ替わり等の際に、適宜体制を見直し、改善を図る。

2 指導体制の整備

臨地実習は校外の多様な場で実施される。生徒の成長を支えるために、関係者が一丸となって支援できるように体制を整えることが求められる。

保護者や実習施設との連携の進め方について、特に実習で問題となりやすい個人情報漏洩の予防のための進め方を例に説明する。

個人情報漏洩予防のための連携の進め方

(1) 保護者との連携

①保護者

初めて実習に行く学年は、事前に保護者説明会を開催する。個人情報の漏洩を防ぐ必要性和学校としての対応、生徒・保護者に求められる対応等について、文書とともに説明を行う。説明後、確約書に署名し、提出してもらう。

次年度以降も毎年、生徒を通じて保護者に渡し、署名・提出してもらう。

②生徒に対して

実習前オリエンテーションの時に個人情報の漏洩を防ぐ必要性和対応について説明し、その場で確約書に署名してもらう。

意識付けになるよう、毎年、個人情報の漏洩を防ぐ必要性和対応の説明を行い、確約書を提出してもらう。

(2) 実習施設との連携

実習施設には、学校の方針について文書を用いて説明するとともに、校長名の誓約書、実習生の確約書を提出する。

連携のための体制づくりにあたっては、学校の方針を基に、生徒の準備段階（学習進度）に併せて行うこと、文書等を用い、学校の指導体制や対応を分かりやすく説明すること、文書の署名・提出の場合も形式的にならないようにすること、等に留意する。また、着実な連携を進めていくために、学校として引き続き生徒や保護者、関係者に啓発を行いながら進める。

(1) 保護者との連携

実習中は、家庭から直接実習施設に行く場合もある。保護者にも実習の目的や留意点を丁寧に説明し、学校外での継続的な実習であるため、生徒の健康管理や、実習中の生活上の留意点、個人情報漏洩防止等、十分な配慮を依頼する。

臨地実習について、保護者説明会の開催や、保護者あて文書の配布による丁寧な説明を積極的に行う。説明は、生徒への実習指導と並行して行うと効果的である。ICTを活用し文書の共有や説明動画の配信等が可能であれば、さらに多くの相互理解の機会が得られる。保護者にとって、実習における配慮事項や必要性の理解に時間がかかる場合もあるので、丁寧に説明し着実に理解を得て、効果的な実習としていくための協力体制を構築していく。

(2) 実習施設との連携

実習施設は実践の場であることから様々な状況が想定される。安全な実習の場とするために、実習に関わる部署・担当者間の連絡会を定期的で開催し十分に合意形成を図り、準備を進める。実習目的や実習施設により、実習指導者が生徒に関わることのできる時間・場面は様々である。教員は状況を考慮しながら、実習指導者と協働し、適切に役割分担をして指導していくために、連携体制を整えておく。

指導体制における確認事項としては、以下のような内容が考えられる。

1. 学校と施設との連携体制（臨地実習調整者の役割等も示すことが望ましい）
2. 臨地実習指導者と教員との連携体制
3. 実習中の安全管理体制（感染対策、事故対策、災害時の対応、倫理的配慮・個人情報及びプライバシーの保護について、等）
4. 実習施設について、遠方となる場合の配慮、指導体制
5. 心身の状態に合わせたフォロー体制

施設側が定める利用規程や実習生の受け入れ方針等を基に、実習指導者や関係者と連携を図りながら確認し、実習を協働的に進めていく。また、特別な配慮を要する生徒の指導にあたっては、配慮事項やその範囲を事前に確認し、施設側とも協議を重ね実施していく。とくに、**3. 実習中の安全管理体制** については、生徒の自己管理能力を高め、発揮できることを目指す。**(指導例2)→40頁** は、「医療安全」「情報管理」に関する座学・演習と関連性を持たせ、工夫した実践である。校内での実習や日常生活等、様々な場面に当てはめ行動することを目指しており、時期・場面を捉えた指導の効果が得られるものとなっている。

(3) 校内連携のために

実習中は校内に、看護科教員が不在となる場合もある。全関係者が共通に認識し、校内における連携体制を図っていくためにも、実習要項等を活用し、関わる全ての人々に理解を求める。**表 4-2** のように、実習前・中・後の指導の実際を示しておくことで理解を求めやすい。

表 4-2 臨地実習における看護教員の役割

(1) 実習前		
項目	内容	留意点ほか
保護者との連携	1 保護者宛て文書	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月前頃までに文書配布、保護者を開催する ・健康管理、欠席連絡等体調不良時の対応を依頼する ・保護者会開催日程は1ヶ月以上前に案内する
	2 保護者説明会	
	3 実習期間	
健康管理	1 感染症抗体検査	<ul style="list-style-type: none"> ・入学前または校内の血液検査等で得た抗体検査結果を把握する ・趣旨説明、接種の意思表示の保護者宛て文書、案内をする ・ワクチン接種後の証明書コピーを提出させ、把握する ・その他必要とされる感染症についても、実習施設と協議・確認し、必要となる検査・ワクチン接種等を行えるよう体制を整える
	2 ワクチン接種	
危機管理	1 補償制度	<ul style="list-style-type: none"> ・加入案内保護者宛に同意書を送付し、担任が加入申し込みを行う ・校内規定に沿った届け出書類を説明し、提出するよう指導する ・校内講習他注意喚起をする ・規定、指導に従い、遵守するよう指導する
	2 交通安全	
オリエンテーション	1 履修、習得	<ul style="list-style-type: none"> 1) 出欠 2) 履修、習得 <ul style="list-style-type: none"> ・実習要項、教育課程等に沿って説明する ・臨地実習の意義を強調し、説明する
	2 実習心得	<ul style="list-style-type: none"> 1) 服装、身だしなみ 2) 接遇、マナー <ul style="list-style-type: none"> ・実習規定、教務内規等で定められている事項について確認し、説明する ・実習病院、施設への服装を整えるよう指導する ・挨拶、表情、言葉遣いなどについて再確認する
	3 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 1) 観察、報告 2) 感染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・看護臨地実習健康調査表で調査し、教員で共有する ・実習中の健康観察、報告方法を確認する ・スタンダードプリコーションについて校内での実習も含めて再確認する ・感染の防御方法の再確認と手洗い、咳の励行、必要に応じた個人防護具の着用 ・予防接種の推奨と確認
	4 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 1) 事故防止対策 2) 対応、報告、記録 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故防止対策と対応 ・防犯対策 ・交通事故、医療事故、災害時心得と対応 ・医療事故防止対策と注意喚起 ・医療事故発生時対応、報告 ・医療事故報告と記録 ・インシデント・アクシデント事例の共有 ・物品破損時の対応 ・事故の種類によって生徒指導
	5 守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> 1) 情報管理 2) 記録 3) 誓約書 <ul style="list-style-type: none"> ・患者の個人情報の取り扱い、看護者の倫理綱領について説明する ・人格権、肖像権、名誉棄損、侮辱等について法制度を含めた指導を行う ・実習上必要な生徒の個人情報を病院、施設に提供することを説明し、同意を得る ・実習指導規定、生徒指導内規等に準ずる ・記録の実際、法的根拠としての記録方法、記録場所等について説明する ・メモ帳の保管と処分について説明する ・指定された書式で記入し、病院、施設に提出する
	6 実習内容	<ul style="list-style-type: none"> 1) 実習科目 2) 実習目的 3) 実習期間、時間 5) 実習病院、施設 6) 欠席連絡 7) 体調不良時の相談 8) 誓約書 9) 臨地実習説明書、同意書 10) 記録物 11) 備品、物品の取り扱い 12) 実習の流れ、確認事項 13) 看護技術到達目標 14) カンファレンス、反省会 15) 災害時対応 16) 事故時の対応 17) 必要物品、携帯品 18) 病院、施設集合場所 19) 控室、食事場所 20) 自転車置き場等 <ul style="list-style-type: none"> ・実習要項、教育課程等に沿って説明する ・学年の到達目標を意識して臨地実習に臨むよう指導する ・実習科目に応じて各病院、施設の機能と特徴について概要を説明する ・受け持ち患者への説明書、同意書と署名箇所、患者氏名の記入等注意事項を確認する ・取り扱い、記録方法、提出方法 ・使用許可の出ている物品、生徒、学校からの持参物品の取り扱いについて共有する ・病棟、施設の流れに沿って各自の計画を立案し、臨床指導者に相談して決定する ・基本的な看護技術水準の水準を参考に該当する学年の項目を確認する ・日程、時間、場所について臨地実習指導者、生徒、教員で共有し開催する ・各施設ごとの災害時集合場所、対応について説明する ・避難を最優先にし、事故時の報告経路に従って、報告、相談し、指示を仰ぐよう指導する ・私物保管場所、貴重品管理などについて説明する ・実習当日の集合場所、時間の確認 ・使用許可を得た場所以外での使用は禁止し、整理整頓、清掃の指導をする ・マナー違反がないよう駐車し、乗り物について安全点検を行わせる
	7 評価	<ul style="list-style-type: none"> 1) 出欠 2) 実習態度 3) 記録物 4) 実習前課題 5) テスト 6) 臨床、臨地評価 7) 忘れ物等 <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象となる内容について説明する ・記録の種類、提出期限について事前指示する ・内容、提出期限を指示する ・日程、科目、評価点等について説明する記録物の種類、提出方法 ・臨地実習指導者に依頼し、評価材料とする

(2) 実習中			
項 目	内 容	留意点ほか	
1 出欠の確認と報告	1) 欠席者・遅刻者の確認 2) 健康状態のチェック 3) 体調不良、休養、早退者への対応	・出席表チェック ・欠席がある場合には保護者から連絡があったか学校に確認する ・有熱者や自覚症状がある場合は体温測定等行い、実習に臨めるか指導者に相談の上判断する ・出欠の状況を看護部長、実習場所の管理者、臨地実習指導者に報告する	
2 忘れ物・服装等	1) 忘れ物チェック 2) 服装・頭髮チェック		
3 記録物の確認	1) 提出状況 2) 記録内容	・内容を確認し実習場所に提出する ・記録内容について指導助言を行う ・記録物が未提出の場合や内容が不十分な生徒については、実習修了後帰校させるなどの対応を行う	
4 受け持ち患者についての指導	1) 受け持ち患者の決定 2) 受け持ち患者への挨拶 3) 情報収集への指導 アドバイス 4) 実習目標、実習計画、援助内容に対するの助言 5) 生徒と対象者との関係を調整	・臨地実習指導者と連携し、実習目的・目標に応じて受け持ち患者の決定を行う ・受け持ち患者との人間関係作りができない場合は教員自身もうまくいくよう指導者に報告し協力を依頼する ・やむを得ない場合には受け持ち患者を変更する手続きをとる	
5 実習内容や記録についての確認と指導・助言	1) 実習目標 2) 実習計画 3) 援助内容 (記録物の指導を含む) 4) 指導者への発表準備	・目標は達成可能か、具体的に評価が可能か ・計画は対象者の状態や1日の過ごし方と合っているか ・援助内容及び方法は患者の状態に応じたものになっているか ・援助するにあたっては初回実施の場合には必ず指導者と一緒に実施する ・指導者と援助の実施ができるように配慮する	
6 カンファレンス、一日の振り返り反省会	1) 日時の連絡 2) 役割の連絡 3) 内容についての指導・助言	・振り返りについては毎日実施し、全体で学びを共有し、翌日の実習に生かせるよう配慮する ・生徒主体で進められるように配慮する ・カンファレンスのテーマを明確する ・個々の体験を全員で共有できるように配慮する ・臨地実習指導者からの意見を記録させる	
7 事故対応	1) 事故の報告 ・病棟管理者 ・臨地実習指導者 ・実習担当教員 ・学校 2) 事故対応 3) 報告書の提出 4) 保険の手続き	・実習担当教員は該当生徒、臨地実習指導者より事実確認を行う ・事故発生時の連絡図の流れに従い連絡を行う ・病棟管理者や臨地実習指導者と連携をとり対応する ・実習担当教員は状況について記録を残しておく ・物品の破損については記録写真を撮っておく ・報告書はできるだけ具体的に記載させる ・保険の対象となる事案の場合には、手順に従って手続きを行う ・感染事故の場合には実習病院の感染事故対策委員会の指導に従う	
8 同意書の取り扱い(受け持ち患者)	1) 記入方法 2) 提出先と提出方法 3) 対応	・受け持ち患者ならびに家族に対し文書で説明し、書面をもって同意を得る ・署名を得ることが困難な場合には臨地実習指導者と相談の上、代理者の署名もしくは口頭で説明したのちにその旨を記載しておく ・同意書は規定通りに保管する ・手続きが終了後も、対象者の負担感に随時配慮し、受け持ちの継続の意思を確認する	
(3) 実習後			
項 目	内 容	留意点ほか	
実習後指導 校 内	1 実習の振り返り	1) 臨地実習の自己評価 2) 自己の課題の明確化	・全体反省会など、臨地実習での学び、振り返りをし、共有する ・他者評価、自己評価を通じて目標への到達度を確認できるよう指導する
	2 記録物	1) 提出・指導	・提出期限、提出方法、記録物管理について指導する
	3 健康管理	1) 健康観察、受診 2) 報告、連絡	・精神面も含めて体調の変化の相談と必要に応じた受診を指導する ・感染症患者との接触の程度に応じて、病院、保健所の指示に従う
	4 危機管理	1) 情報管理 2) 事故報告書の事後指導	・登下校、地域、家庭での話題、記録の取り扱いに注意することを喚起する ・SNS、実習記録物の取り扱いの遵守と漏洩時の対応などについて説明する ・過去の事例等を共有し、各自の問題として捉えられるよう指導する ・自己の成長のための振り返りとして生かせるよう指導する

(岡山県高等学校教育研究会看護部会「臨地実習における看護教員の役割」に一部加筆)

臨地実習に向けた様々な準備がなされることは全教員に周知し、担任や学年担当とも連携し、見通しを持ちながら進めていく。「どこで、どの生徒が、どんな実習を、どんな体制で」行っているか、具体的に示し積極的に連携を図る。

3 引率教員の心得

教員は、生徒一人ひとりの成長・発達の可能性を信じ、日々の生徒の体験や実習状況を確認し、その生徒に適した関わり方をする必要がある。また、生徒が実習の目的や目標を見失わないように、患者の状態と既習事項を繋げ、自ら新たな学習課題に気付くことができるように支援する。生徒が患者や医療スタッフとの関係を形成し維持していくための支援も大きな役割である。

(1) 生徒理解を深める

生徒指導の根源は生徒一人ひとりの理解を深めることである。実習指導では、面識が少ない生徒を受け持つ場合も多い。当該生徒と面識を持つと同時に、学年担当教員や養護教諭、保護者から様々な情報を得て、生徒理解を深め、生徒の特性に合わせて指導できるよう準備を進める。若手教員の経験不足を補う、実習指導者との共通認識を図る等、様々な効果を狙い、実習場面に応じ想定されること等、あらかじめまとめておくとうい。

(指導例3)→48頁 は、レジリエンス¹³⁾を高め、意欲を維持し学びの継続につなげていくための工夫についての実践事例である。実習指導計画に位置付け計画的に実施することで、実習に臨む生徒の不安軽減等効果を図ることができる。

(2) 指導者としての姿勢

教員が互いに報告・連絡・相談を行い指導の統一を図り、協働的に指導を行うことが大切である。経験年数に応じたフォロー体制も整える。特に災害や事故等の問題発生時には、あらかじめ決めた方法で対応できるように体制を整え準備しておく。

実際の指導にあたっては、生徒の距離を一定に保ち、共に学ぶ姿勢で臨み、心身の健康管理に留意しながら、生徒の模範となるよう行動することが大切である。

13) ネガティブイベントに遭遇し、一時的に窮地や混乱に陥っても、その経験を肯定的に乗り越え適応し、再統合を図り、さらなる成長を果たす力、自己回復力

4 指導上の工夫

看護臨地実習の指導に関連した様々な工夫について、取り上げる。

(1) 記録物等の指導・管理

実習記録の作成は、思考過程を整理したり、看護実践を可視化したりするためにあり、看護を学んでいくために欠かせないものである。生徒にとっては学びのための記録物であるが、看護師となった際には看護ケアの実践を記す法的に規定された記録物となる。

また、記録物は患者の個人情報も多く含むため、管理責任が及ぶ。個人情報を含む記録物について、施設外に持ち出すことなく記録できるように実習スケジュールを調整する等、配慮が必要である。

記録物をまとめるためには、看護過程を展開していくための専門的知識や思考力、表現力が必要となる。生徒によっては、必要な情報をまとめて記載したり、文章に表現したりすることに困難を生じている場合がある。「読解力」「表現力」をはじめとする言語能力の育成は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるもの¹⁴⁾であり、他教科・科目と連携して教科横断的に取り組んでいくことで、様々な効果が期待できる。

(指導例4)⇒68頁は、「読解力」「表現力」の育成を目指し継続的な取組を行った指導例である。多様な言語表現活動を取り入れながら、客観的で的確な記録とするための記載法や、個人情報に関する取扱い方等も合わせ、指導していく必要がある。

看護基礎教育においても、文章作成能力や読解力の向上、コミュニケーション能力の向上のための教育の一層の強化が必要¹⁵⁾とされている。例えば、実践を他の科目担当者等と共有し、さらに、専門教科「看護」や、看護基礎教育に求められる資質・能力を伝えることができれば、様々な科目と連携し指導の充実を推進することができる。

(2) 学校と臨地実習をつなぐ演習の工夫

実習施設確保の困難さや感染拡大防止の観点から、施設における実習場所・時間の制限や短縮・中止等も生じている。令和2年度はほとんど全ての学校で、年度当初に予定した臨地実習の計画や方法に変更が必要となった。そのような状況でも実習のねらい(目的)が達成できるよう、実習の場・方法・時間数等工夫し実施する必要性が生じている。

各校では、視聴覚教材やモデルの活用はもちろん、「病棟の看護師役を教員が演じる」「スタッフステーションを実習室に再現する」「出前授業として実習先の指導者を招聘する」等、様々な工夫を凝らした実践が行われている。また、ICTを活用した実習の場・方法の工夫もみられている。

(指導例5)⇒74頁は、ICTの様々な機能を活用して指導効果を上げた実践である。施設設備・備品の整備はもちろん、生徒も教員も、普段から様々な場面において情報機器を操

14) 文部科学省「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編」第4章第1節2, p. 121

15) 厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」令和元年10月15日 p. 3

作活用する機会を持ち、積極的にICTを活用していただきたい。

また、臨地における実習が中止となったために、校内での代替実習が長期間にわたる場合もみられた。校内実習によりじっくりと生徒の成長を見る機会があったという成果が得られた一方で、「生徒のモチベーション維持が難しかった」「臨地で学べるはずのことが本当に学ばせられたのだろうか」等の声も上がった。

(指導例6)→82頁 は、校内実習と臨地実習の学びに継続性を持たせ、それぞれの学びの場での学習活動を工夫し、課題解決力を高めた実践である。実習の日々の計画を予定通り進めるだけではなく、時には立ち止まり、目標とする看護とのすり合わせを行う機会等も設け、今後の学びに向けた意味付けをしていただきたい。

感染症の蔓延等様々な理由で、実習施設での実習、対面による援助が困難となる場合も引き続き想定される。そのような場合も、臨場感のある実習環境・人的資源の充実や、対象を生活者にとらえ、その人らしさを尊重した援助を行うことができるよう、様々な学習を取り入れ、工夫していく必要がある。

(指導例7)→92頁 は、地域の社会資源や生活環境等を調べ、プロジェクト学習の手法を生かして探究的に学んだ実践である。主体的に課題を設定し、対象者がその人らしく生活するための解決策を提案していくことは、対象を尊重した援助を展開する資質・能力を育むことに繋がる。また、現代的な課題について、必要性を感じ調べたり、体験を基に考えたりして獲得した情報を基に、方策を提案するといった、探究的な学びでもある。看護実践能力を育む貴重な機会として、促進したい。

(3) キャリア形成のための援助

臨地実習には、各科目で習得した知識と技術の深化及び統合を図ることに加え、課題解決能力や学習の主体性を育てる機会としての役割がある。課題解決に向け、自ら取り組み学び続けることは、「看護を志す者としての覚悟」や「専門職者への成長」に繋がるものである。

教員は、生徒の学びの振り返りやキャリア・パスポート¹⁶⁾等を活用しながら、臨地実習を、自分らしく生きる力を身に付ける貴重な機会として、生徒と対話的に関わっていくよう留意する。

様々な理由で臨地での実習が行えなかった場合にも、ボランティアやインターンシップ等、就業体験活動を積極的に行うための効果的な働きかけを行う。

16) 新学習指導要領の特別活動においては、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」とされた
文部科学省ホームページ「キャリア教育」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/index.htm

第5章 参考指導例

これまでの章で触れてきた指導例を紹介する。なお、作成にあたっては以下の点に留意した。

1. 各指導例の〔指導項目〕は、高等学校学習指導要領（平成30年告示）に示された科目にそれぞれ位置付けられたものを示している。
2. 指導例は、各学校から実践例を持ち寄り、それらを改善の視点で見直し作成している。したがって、実践の経過を示すだけでなく、指導計画について改善を加えて記載している箇所もある。
3. 各事例の展開・ワークシート・評価項目等は例として示したものである。各学校の実態に応じて再構成・作成等行い、活用していただきたい。

